

定 款

株 式 会 社 R I S E

株式会社R I S E 定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社R I S Eと称し、英文ではR I S E I n c. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木建築および造園工事の企画、設計、監理並びに請負
2. 不動産の売買、賃貸、管理並びに仲介斡旋
3. 宅地造成並びに不動産分譲
4. 動産の賃貸およびリース事業
5. 不動産活用に関するコンサルタント事業
6. 建築資材の開発並びに販売
7. 建築物の屋上緑化事業の請負、設計、施工およびコンサルタント事業
8. 内装・外装用塗料の販売
9. 断熱材の販売および冷暖房設備工事の施工
10. 電球(照明器具)の販売および照明設備工事の施工
11. セキュリティーシステムの販売および施工
12. 防水・止水工事および塗装工事の施工
13. 路面舗装工事の施工および路面舗装資材の販売
14. 太陽電池の販売
15. 太陽電池、太陽光発電を利用した建物およびその附属設備である電気設備の開発、設計、施工
16. 有価証券の保有、売買および運用
17. 金融業
18. 金銭債権買取および総合管理事業
19. 投資業
20. 金銭債務の信用保証および信用調査事業
21. 経営に関するコンサルタント事業
22. 損害保険代理店事業、自動車損害賠償責任保険代理店事業並びに生命保険の募集に関する事業
23. 各種スポーツ施設、遊戯場、ホテルその他宿泊施設、観光事業および飲食店等の経営並びに賃貸および利用の斡旋
24. フランチャイズ加盟店の募集、指導、育成に関する事業
25. 電子制御機器、液晶機器およびその関連部品（液晶表示器使用のカーナビゲーション、ゲーム機器、パソコン用ディスプレイ等）の企画、開発、設計、製造、販売、設置工事並びに保守管理事業

- 26. コンピューターソフトウェアの開発
- 27. コンピューター機器並びに各種周辺機器の販売および保守管理事業
- 28. 水処理および循環装置等公害防止機器の開発、設計、製造、販売および設置工事並びに保守管理事業
- 29. 工業所有権、著作権等の無体財産権、ノウハウ、システム・エンジニアリング、その他ソフトウェアの取得、貸与および販売事業
- 30. カルチャーセンターの経営、出版物の編集、発行および販売事業
- 31. 映画、マイクロフィルム、スライドフィルム、ビデオテープ等各種映像物の制作および販売事業
- 32. ゴルフ会員権、スポーツクラブ会員権、会員制クラブ会員権の販売および受託に関する事業
- 33. 各種投資事業組合の育成に関する企画、運用および管理事業
- 34. 倉庫業および貨物運送取扱事業並びにそれらの代理店業
- 35. 一般・特別産業廃棄物の収集・運搬および処分に関する一切の事業
- 36. クロレラ、プロポリス等の健康食品の販売に関する一切の事業
- 37. CO₂排出権取引業
- 38. 環境商材の開発、企画、販売
- 39. 貸金業、金銭の貸付、金銭の貸借の媒介、金銭の貸付の代理、信用保証および信用調査事業、ファクタリング業務、クレジットカード業務
- 40. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、16,500万株とする。

- 2 当社の発行する種類株式の発行可能種類株式総数は、普通株式を14,500万株、優先株式を2,000万株とする。

(単元株式数)

第6条 当社の普通株式の単元株式数は、100株とする。

- 2 当社の優先株式の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利制限)

第7条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次の権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の売渡請求)

第8条 単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

(基準日)

第9条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。

- 2 前1項のほか必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第2章の2 優先株式

(優先配当金)

第12条 当会社は、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載された優先株式を有する株主（以下、「本優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下、「本優先株質権者」という。）に対して、普通株式を有する株主（以下、「普通

株主」という。)または普通株式の登録質権者(以下、「普通株質権者」という。)に先立ち、優先株式1株につき、発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金の配当を行う(以下、当該剰余金を「優先配当金」といい、優先株式の併合が行われる場合、配当額は併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとする。)。ただし、当会社が次項に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

- 2 当会社が中間配当金を行う場合、当会社は、本優先株質権者に対して、普通株主または普通株質権者に先立ち、優先株式1株当たり優先配当金の2分の1に相当する額を優先中間配当金として支払う。
- 3 ある事業年度において、本優先株主または本優先株質権者に対して支払う剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積し、累積した不足額(以下、「累積未払優先配当金」)については、当該翌事業年度以降の剰余金の配当に際して、普通株主または普通株質権者に対する剰余金の配当に先立って、支払われるものとする。
- 4 普通株主または普通株質権者に対して利益配当金(中間配当金を含む。)を支払うときは、本優先株主または本優先株質権者に対し、1株につき普通株主または普通株質権者と同額を優先配当金に加算して支払う。

(残余財産の分配)

- 第13条 当会社は、残余財産の分配を行う場合には本優先株主または本優先株質権者に対して、普通株主または普通株質権者に先立ち、優先株式1株当たり50円(優先株式の併合が行われる場合、併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとする。)および累積未払優先配当金を支払う。

(議 決 権)

- 第14条 本優先株主は株主総会において議決権を有しない。ただし、定時株主総会に先立つ取締役会において優先配当金を受ける旨の剰余金の処分の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会より、累積未払優先配当金全額の支払いがなされるまでの間に開催される株主総会の終結の時まで、株主総会において議決権を有するものとする。

(取得請求権)

- 第15条 本優先株主は、優先株式の全部または一部を、優先株式1株につき普通株式1株の割合で優先株式の普通株式への転換を請求することができる。当該転換の効力は、別途当会社が定める転換請求書その他必要書類が転換請求受付場所に到着したときに発生する。優先株式発行後に、普通株式が発行された場合、優先株式および普通株式について株式の併合が行われた場合、ならびに普通株式について株式の分割が行われた場合、本優先株主による当該転換請求により本優先株主が取得する普通株式数は、優先株式発行日の発行済普通株式総数および発行済優先株式総数と、普通株式の当該発行、優先株式または普通株式の当該株式併合、または普通株式の当該株式分割による転換請求

権行使日現在の普通株式数および優先株式数との変動比率と同じ比率で、増減するものとする。本優先株主が取得する普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の剰余金の配当は、転換の請求がなされたときに属する事業年度の始めにおいて転換があったものとみなしてこれを支払うものとする。

- 2 本優先株主が前項の転換を請求する場合、転換を請求する当該優先株式数について、制限を受けない。

(株式の分割)

第16条 当会社は、優先株式について株式の分割は行わない。

(除斥期間)

第17条 第58条の規定は、優先配当金についてこれを準用する。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第18条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第19条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ選定した取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第20条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第21条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第22条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議 事 録)

第23条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定めるところによる事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第24条 当会社は、取締役会を置く。

(員 数)

第25条 当会社の取締役は、15名以内とする。

(選任方法)

第26条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第27条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第28条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
- 4 当会社に相談役および顧問若干名を置くことができる。

(執行役員)

第29条 当会社は、取締役会の決議により執行役員を置くことができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第30条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会規程で定められた取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第31条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第32条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行なう。

(取締役会決議の省略)

第33条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第34条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定めるところによる事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印し、または電子署名する。

(取締役会規程)

第35条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第36条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第37条 当社は、会社法426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(取締役との責任限定契約)

第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役

等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第39条 当社は、監査役および監査役会を置く。

(員 数)

第40条 当社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第41条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第42条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第43条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第44条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議方法)

第45条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。

(監査役会の議事録)

第46条 監査役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。

(監査役会規程)

第47条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第48条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第49条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(監査役との責任限定契約)

第50条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 会 計 監 査 人

(会計監査人の設置)

第51条 当社は、会計監査人を置く。

(選任および任期)

第52条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

2 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第53条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第54条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

第7章 計 算

(事業年度)

第55条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第56条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第57条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第58条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 前項の金銭には利息を付けない。